

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(個人番号等の利用に係る事務) 第4条 略 2 略 3 市長又は教育委員会は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該特定個人情報</u> の提供を受ける場合は、この限りでない。 4 略	(個人番号等の利用に係る事務) 第4条 略 2 略 3 市長又は教育委員会は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該利用特定個人情報</u> の提供を受ける場合は、この限りでない。 4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

予算の執行に関する下関市長の調査等の対象となる法人の範囲を  
定める条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

予算の執行に関する下関市長の調査等の対象となる法人の範囲を  
定める条例

予算の執行に関する下関市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例  
を別紙のとおり制定する。

#### 提案理由

地方自治法施行令第 1 5 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 項第 2 号の規定に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定めるため。

## 別紙

### 予算の執行に関する下関市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項において準用する同条第1項及び第2項の規定による予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定めるものとする。

(調査等の対象となる法人の範囲)

第2条 政令第152条第1項第3号に規定する条例で定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（市及び1又は2以上の同項第2号に掲げる法人（同条第2項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社を含む。）とする。

2 政令第152条第4項第2号に規定する条例で定める法人は、市がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

緊急消防援助隊出動手当の額を改定するため。

別紙

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額	手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
略	略	略	略	略	略
緊急消防援助隊出動手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事した消防職員	出動した日1日につき <u>1,680円</u>	緊急消防援助隊出動手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事した消防職員	出動した日1日につき <u>2,160円</u>
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下関市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市税条例の一部を改正する条例

下関市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市税条例の一部を改正する条例

下関市税条例（平成17年条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（市民の福祉の増進に寄与するものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>
<p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者</p>	<p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者</p>



健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。) について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号) 第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号) 第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法

健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。) について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号) 第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号) 第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法

<p>人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（公益法人等に係る市民税の課税の特例）</p> <p><u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定  
公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の下関市税条例第34条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。



下関市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

#### 提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員に関する基準及び員数)</p> <p>第2条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以</u></p>	<p>(職員に関する基準及び員数)</p> <p>第2条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主</u></p>

下「施行規則」という。)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修を修了した日から起算して5年を経過しないもの又は当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会(施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)に

主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修を修了した日から起算して5年を経過しないもの又は当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する

において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下関市国民健康保険条例（平成17年条例第179号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第45条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	(罰則) 第45条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部を改正する条例

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

第 2 子以降の子どもに係る保育料額について、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部を改正する条例

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保育料額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者のうち、当該年度の初日の前日における年齢が20歳に満たないもの（以下この項において「扶養児童」という。）が3人以上いる場合の次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども（扶養児童のうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に係る第1項第1号、第3号、第5号、第7号、第9号及び第10号の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 別表の所得割課税額が97,000円以上に属する世帯の満3歳未満保育認定子ども 前2項の規定によって算定した額に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</u></p> <p><u>(2) 別表の所得割課税額が97,000円未満に属する世帯の満3歳未満保育認定子ども 零</u></p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護</p>	<p>(保育料額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護</u></p>

者等をいう。以下この項において同じ。)が2人以上いる場合の次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに係る第1項第1号、第3号、第5号、第7号、第9号及び第10号の額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る所得割課税額が57,700円未満(要保護者等世帯(教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において令第4条第2項第6号に規定する要保護者等である世帯をいう。以下同じ。)にあっては、77,101円未満)であるときは、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

5 略

者等をいう。以下この項及び次項において同じ。)が2人以上いる場合の次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに係る第1項第1号、第3号、第5号、第7号、第9号及び第10号の額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る所得割課税額が57,700円未満(要保護者等世帯(教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において令第4条第2項第6号に規定する要保護者等である世帯をいう。以下同じ。)にあっては、77,101円未満)であるときは、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

4 前3項の規定により特定被監護者等が2人以上いる場合の満3歳未満保育認定子ども(特定被監護者等のうち最年長者である者を除く。)に係る保育料額を算定した場合において、当該算定した保育料額が零でないときは、これを零とする。

5 略

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和6年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第7条第3項及び第4項の規定は、令和6年9月以後の月分の保育料額の算定について適用し、同年8月以前の月分の保育料額の算定については、なお従前の例による。



下関市自転車ので安全で適正な利用促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市自転車ので安全で適正な利用促進に関する条例の一部を改正する条例

下関市自転車ので安全で適正な利用促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

自転車損害賠償責任保険等への加入義務等について必要な事項を定めるため。

別紙

下関市自転車の安全で適正な利用促進に関する条例の一部を改正する条例

下関市自転車の安全で適正な利用促進に関する条例（令和5年条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、関係機関及び関係団体（交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。）と緊密な連携を図り、自転車の安全で適正な利用に関する施策（以下「施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、関係機関及び関係団体（交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。<u>以下同じ。</u>）と緊密な連携を図り、自転車の安全で適正な利用に関する施策（以下「施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p>
<p>(自転車損害賠償責任保険等への加入)</p> <p>第10条 自転車利用者は、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に<u>加入するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に<u>加入するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 事業者は、その管理する自転車をその事業活動のために従業員に利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に<u>加入するよう努めなければならない。</u></p> <p>4 自転車貸出業者は、その<u>業として貸し出した</u>自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に<u>加入するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(自転車損害賠償責任保険等への加入)</p> <p>第10条 自転車利用者は、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に<u>加入しなければならない。</u></p> <p>2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に<u>加入しなければならない。</u></p> <p>3 事業者は、その管理する自転車をその事業活動のために従業員に利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に<u>加入しなければならない。</u></p> <p>4 自転車貸出業者は、その<u>事業のために貸し出す</u>自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に<u>加入しなければならない。</u></p> <p><u>5 前各項の規定にかかわらず、これらの</u></p>



	<p><u>規定により自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない者（以下「保険等加入義務者」という。）以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、保険等加入義務者は、当該規定による自転車損害賠償責任保険等への加入は要しないものとする。</u></p>
	<p><u>（自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供等）</u></p> <p><u>第11条 市は、関係機関、関係団体並びに自転車損害賠償責任保険等の保険者及び共済責任を負う者等と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>2 学校の長は、当該学校に在籍する自転車利用者及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供しよう努めるものとする。</u></p>
<p>第11条 略</p>	<p>第12条 略</p>

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。



## 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市安岡地区複合施設 (下関市立はまゆう図書館を除く。)	
指定 管理 者	所 在 地	下関市綾羅木新町三丁目 7 番 1 号
	名 称 及 び 代 表 者	株式会社モア・ザン・グリーン 代表取締役 宮 崎 克 史
指 定 の 期 間	都市公園以外 令和 7 年 1 月 1 4 日から令和 2 2 年 3 月 3 1 日まで 都市公園 令和 7 年 4 月 1 日から令和 2 2 年 3 月 3 1 日まで	

## 提案理由

下関市安岡地区複合施設の指定管理者を指定するため。



辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙 1 及び別紙 2 のとおり策定する。

提案理由

六連島辺地及び角島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するため。

# 総合整備計画書

山口県下関市六連島辺地  
(辺地の人口 78人 面積 0.69km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

下関市大字六連島

字後山、字うなどり、字音次郎、字音次郎山、字金掛、字北、字北ノ段、字郷ノ浦、字坂口、字新比羅、字空方、字台、字高迫、字滝ノ上、字滝ノ本、字辻、字辻ノ森、字塔納、字屯兵衛山、字蜂ヶ久保、字伴谷、字平岩、字船着、字牧、字牧芝山、字牧ノ岩、字牧ノ谷、字まぶた、字水ノ本、字道瀬、字道瀬ヶ原、字南、字南台、字南台坂、字南台森、字明神、字向方、字向井方、字安瀬、字矢藤田、字先ノ森

### (2) 地域の中心の位置 山口県下関市大字六連島字空方136番地

### (3) 辺地度点数 217点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

六連島は、本市の西4キロメートルの海上にある指定離島で、平坦地に乏しく低平な台地状の地形となっており、海岸付近の平坦地とその周辺に比較的まとまって集落が形成されている。

六連島公衆便所は、島民や六連島航路の利用者など多くの人々が利用しているが、供用開始してから44年が経過しており、その間改修を行っておらず、設置された和式便器は老朽化している。

高齢化した島民や島へ渡ってくる人の利便性の向上を図るため、和式便器から洋式便器への更新など当該公衆便所の改修を行う必要がある。

また、市営渡船六連島航路で使用している浮棧橋は、平成2年度に六連島漁港の係留施設として整備されたものであるが、整備から30年以上が経過し、腐食が進んでいる。

六連島航路の使用船舶である六連丸は、当該浮棧橋を利用して乗船客が乗降するよう設計されているため、他の係留施設では乗船客の安全が確保できないので、当該浮棧橋の早急な改修を行う必要がある。

さらに、本地域には、農用地が8.8ヘクタールあるが、河川等がないため、その農業用水は、農業水利施設において海岸沿いの地下水をポンプアップすることで、営農されている。

当該農業水利施設は、供用開始してから30年以上が経過しており、部分的な補修等により適切な管理を行っているものの、経年劣化による機能不全となった部分を確認されているため、パイプライン、揚水ポンプ等を更新することで、農業水利施設の機能を確保しつつ維持管理コストの低減を図り、本地域の持続可能な農業体系の構築を図る必要がある。

### 3 公共的施設の整備計画

令和6年度の1年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
六連島公衆トイレ	下関市	10,660	0	10,660	10,000
六連島漁港浮棧橋	下関市	30,000	0	30,000	30,000
農業水利施設	下関市	14,000	11,200	2,800	2,800
合計		54,660	11,200	43,460	42,800

# 総合整備計画書

山口県下関市角島辺地  
(辺地の人口 619人 面積 3.84km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

下関市豊北町大字角島

字赤田、字朝晩田、字井上月、字池ノ尻、字石原、字井蓋ヶ浴、字射場、字五十新開、字馬茸、字後田無、字うそうそ、字沖田、字岡、字岡ノ辻、字岡ノ臺、字大久保、字尾山黒瀬、字小野ノ手、字大平、字奥ノ河内、字仮屋、字上迫ノ田、字仮島、字神田、字笠岩、字片山、字北ヶ迫、字北ヶ浴、字黒山、字久保、字黒瀬、字源臺ヶ岡、字小僧都、字小新開、字小磯、字河原、字小通、字小瀆臺、字米島、字迫、字迫ノ内、字迫ノ臺、字迫河内、字坂根、字四別當、字下向、字甚地島、字下迫ノ田、字正下、字下ノ臺、字新波戸、字城、字正新ヶ波戸、字正ノ田、字白ノ久保、字下口、字椎ノ木原、字洲口、字菅蓋、字水合、字助才根、字隅ノ臺、字瀬崎、字竹ノ下、字高畑、字高場、字多々良崎、字田ノ尻、字垂角、字立ノ鼻、字田代、字高岩、字田無、字鯛ノ浦、字辻ヶ畑、字辻、字筒石、字辻ヶ瀆、字塚ノ上、字峠、字道手原、字道手浴、字堂畑、字飛渡、字堂ノ奥、字中道、字長早山、字中俵、字菜切ヶ口、字長島、字西ヶ迫、字西ノ川、字野崎、字花ヶ迫、字張ヶ崎、字瀆ノ田、字八正月、字瀆、字瀆淵、字八ヶ久保、字波戸ノ上、字瀆詰、字東、字広島、字平坊、字平田、字稗田ノ臺、字稗田、字藤ヶ迫、字弁才天、字堀田、字坊ノ下、字保木ヶ迫、字牧口、字牧崎、字松崎、字松原、字丸山、字見附浦、字宮ノ脇、字無井ノ臺、字向山、字森ノ前、字山ノ田、字山田、字焼野、字山ノ手、字夢崎、字前田無手、字迫の台、字廣島、字甚地畑、字仮鼻、字後田無手、字道手、字畔地、字伊原、字七十新開、字内河内、字後、字うそく、字江後、字尾崎、字通瀬、字経檀坊、字喜一ヶ山、字小迫、字迫ノ田、字椎木原、字菅ノ下、字瀬寄、字臺、字竹ノ鼻、字津江、字堂ノ本、字中尾、字中ノ上、字菜切ヶ口、字瀆崎、字鳩嶋、字船ヶ迫、字坊、字箒木ヶ迫、字松添、字松東、字岬ヶ迫、字見付浦、字向田ノ尻、字無角、字山瀬、字山根、字休殿、字屋敷、字焼野高山、字夢崎、字頼崎、字甚地、字仮り島、字隅ノ台、字立ノ臺、字道中、字長山、字浜ノ田、字樫ノ実谷、字小瀆ノ台、字張ヶ峯、字多々良峯、字塔ノ山、字仮り屋、字野寄、字瀆詰、字経檀坊、字夢崎



(2) 地域の中心の位置 山口県下関市豊北町大字角島字小野ノ手  
2 2 5 2 番 2

(3) 辺地度点数 1 6 8 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

角島は、平成12年11月に角島と本土を結ぶ角島大橋が開通し、交通の面においては、利便性が向上したものの、市の最北端に位置しており、市の中心部から遠く離れた島であることから依然として生活環境の諸条件に恵まれていない。

無井田ノ尻線は、角島観光の周遊路として多くの観光客が利用する道路であるが、視距が悪く、観光車両と歩行者との接触事故が懸念される非常に危険な場所となっている。

地元住民からも安全な交通確保の要望があるため、二車線化による道路幅員の拡幅と併せて歩道を整備することで、通過交通の安全確保と周辺住民の利便性向上を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和9年度まで 4年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
無井田ノ尻線道路	下関市	153,500	0	153,500	153,500
合計		153,500	0	153,500	153,500



辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を変更する。

提案理由

蓋井島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するため。

## 総合整備計画書（第2次変更）

山口県下関市蓋井島辺地  
(辺地の人口 84人 面積 2.32km<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

#### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

下関市大字蓋井島

字筏石、字影山、字笠松、字からから、字川ノ上、字貴船、字草野山、字桑木添、字乞月、字小白瀬、字下り、字白瀬、字台場、字高野、字田ノ口、字田町、字西ヶ嶽、字鱸居、字宮ノ脇、字向、字村中、字山田、字ヨフガイノ腰、字網ヶ窪

#### (2) 地域の中心の位置 山口県下関市大字蓋井島字村中75番1

#### (3) 辺地度点数 267点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

蓋井島は、本市の西6キロメートルの海上にある指定離島であり、平坦地に乏しい丘陵性の地形で、山地が大部分を占めるため、海岸付近の平坦地及びその周辺に比較的まとまった集落が形成されている。

蓋井島漁港漁業集落排水処理施設は、供用開始してから20年が経過し、機械電気設備等の老朽化による不具合が多数発生していることから、安定的な運転を行うため老朽化対策を計画的に推進し、機能回復による長寿命化を図る必要がある。

また、本市では、水銀に関する水俣条約に基づき、令和3年以降水銀を使用した製品の製造、輸出及び輸入が原則禁止となったこと並びに体育館の高天井照明器具の製造が中止となったことを受け、体育館の高天井照明器具のLED化を推進しているため、下関市立蓋井小学校体育館の照明器具の取替工事を実施する必要がある。

さらに、蓋井島保健福祉館は、蓋井島の住民の保健と福祉の増進を図ることを目的とし、へき地保健福祉館として設置された、蓋井島における福祉施策を実現する拠点であり、住民にとって必要不可欠な施設であるが、築50年以上が経過し、施設の内外装の経年劣化が進行しているため、高齢化が進む住民が安全かつ快適に使用できるよう、建物の大規模改修を行う必要がある。

### 3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和9年度まで 6年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名 区 分	事業費	財 源 内 訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
排水処理施設	下関市	196,000	138,500	57,500	57,500
小学校体育館照明器具	下関市	3,480	0	3,480	3,400
保健福祉館施設	下関市	112,800	0	112,800	112,800
合 計		312,280	138,500	173,780	173,700



令和 5 年度下関市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 5 年度下関市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度下関市水道事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 5 年度下関市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	29,184,105,645	891,364,807	643,289,516
議会の議決による処分数額			△100,000,000
建設改良積立金の積立			△100,000,000
処分後残高	29,184,105,645	891,364,807	(繰越利益剰余金) 543,289,516

提案理由

令和 5 年度下関市水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため。





令和 5 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 5 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 5 年度下関市工業用水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	458,076,294	7,796,000	134,248,817
議会の議決による処分数額			△17,068,950
建設改良積立金の積立			△17,068,950
処分後残高	458,076,294	7,796,000	(繰越利益剰余金) 117,179,867

提案理由

令和 5 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため。



令和 5 年度下関市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 5 年度下関市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度下関市公共下水道事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 5 年度下関市公共下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	21,966,446,643	1,296,421,718	1,063,963,383
議会の議決による処分数額	505,640,263		△763,963,383
減債積立金の積立て			△258,323,120
資本金へ組入れ	505,640,263		△505,640,263
処分後残高	22,472,086,906	1,296,421,718	(繰越利益剰余金) 300,000,000

提案理由

令和 5 年度下関市公共下水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため。



## 令和 5 年度下関市病院事業会計資本剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

## 令和 5 年度下関市病院事業会計資本剰余金の処分について

令和 5 年度下関市病院事業会計資本剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 3 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

## 令和 5 年度下関市病院事業欠損金処理計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	1, 849, 418, 860	8, 677, 739	△1, 759, 159, 966
議会の議決による処分数額		△2, 740, 801	2, 740, 801
欠損補填		△2, 740, 801	2, 740, 801
処分後残高	1, 849, 418, 860	5, 936, 938	(繰越欠損金) △1, 756, 419, 165

## 提案理由

令和 5 年度下関市病院事業会計資本剰余金を処分するため。



令和 5 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金の処分  
について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 5 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金の処分  
について

令和 5 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

## 令和 5 年度下関市ボートレース事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,206,951,522	18,863,347	22,006,083,123
議会の議決による処分額			△12,000,000,000
一般会計への繰出し			△12,000,000,000
処分後残高	13,206,951,522	18,863,347	(繰越利益剰余金) 10,006,083,123

## 提案理由

令和 5 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金を処分するため。





工事請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約の一部変更について

令和 5 年 9 月 2 6 日可決議案第 1 5 8 号「工事請負契約締結について」中  
「3 請負代金額 1, 4 1 3, 5 0 0, 0 0 0 円」を  
「3 請負代金額 1, 5 0 7, 3 4 8, 7 0 0 円」に変更する。

提案理由

下関市立大学看護学部棟（仮称）建築主体工事に係る請負契約を一部変更  
するため。



工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

菊川中央地区浄化センター災害本復旧工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 福岡市博多区美野島一丁目 2 番 8 号 N T ビル  
株式会社荏原電産九州営業所  
所長 廣 瀬 栄 治

2 工 事 名 菊川中央地区浄化センター災害本復旧工事

3 請 負 代 金 額 2 2 8 , 8 0 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市菊川町大字上大野字後丸山 2 7 番地 1

提案理由

菊川中央地区浄化センター災害本復旧工事の請負契約締結のため。



工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関市立彦島中学校ほか 6 校特別教室空調設備設置工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市本町三丁目 1 番 1 号  
新ホーム・小林設備・冷機サービス下関市立彦島中学校ほか 6 校特別教室空調設備設置工事共同企業体

代表者 株式会社新ホーム  
代表取締役社長 三喜田 修 一

構成員 下関市三河町 1 2 番 1 2 号  
株式会社小林設備  
代表取締役 小 林 智 亜 紀

構成員 下関市小月杉迫二丁目 1 3 番 1 4 号  
株式会社冷機サービス  
代表取締役 松 村 信 司

2 工 事 名 下関市立彦島中学校ほか 6 校特別教室空調設備設置工事

3 請 負 代 金 額 2 7 7 , 2 0 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市彦島江の浦町二丁目 2 5 番 1 号ほか

提案理由

下関市立彦島中学校ほか6校特別教室空調設備設置工事の請負契約締結のため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関市立東部中学校ほか 5 校特別教室空調設備設置工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市秋根本町一丁目 1 番 8 号  
中電工・ダイワ技研下関市立東部中学校ほか 5 校特別教室  
空調設備設置工事共同企業体

代表者 株式会社中電工下関営業所  
所長 吉 川 潔

構成員 下関市彦島福浦町三丁目 4 番 2 1 号  
株式会社ダイワ技研  
代表取締役 山 口 喜 寿

2 工 事 名 下関市立東部中学校ほか 5 校特別教室空調設備設置工事

3 請 負 代 金 額 2 5 0 , 8 0 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市清末陣屋 5 番 1 0 号ほか

提案理由

下関市立東部中学校ほか 5 校特別教室空調設備設置工事の請負契約締結のため。





工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関市立安岡中学校ほか 5 校特別教室空調設備設置工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市秋根本町一丁目 1 番 8 号  
中電工・ダイワ技研下関市立安岡中学校ほか 5 校特別教室  
空調設備設置工事共同企業体

代表者 株式会社中電工下関営業所  
所長 吉 川 潔

構成員 下関市彦島福浦町三丁目 4 番 2 1 号  
株式会社ダイワ技研  
代表取締役 山 口 喜 寿

2 工 事 名 下関市立安岡中学校ほか 5 校特別教室空調設備設置工事

3 請 負 代 金 額 2 2 2, 2 0 0, 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市安岡町四丁目 2 番 1 号ほか

提案理由

下関市立安岡中学校ほか 5 校特別教室空調設備設置工事の請負契約締結のため。



工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

火の山公園山頂アスレチック等整備工事（その 1）につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市古屋町一丁目 1 2 番 3 号

下関植木・勝山造園・彦島造園火の山公園山頂アスレチック等整備工事（その 1）共同企業体

代表者 株式会社下関植木

代表取締役 藤 本 篤 靖

構成員 下関市秋根西町一丁目 1 番 1 6 号

有限会社勝山造園

代表取締役 松 村 優 太

構成員 下関市彦島緑町 3 番 1 8 号

株式会社彦島造園

代表取締役 内 田 俊 意

2 工 事 名 火の山公園山頂アスレチック等整備工事（その 1）

3 請 負 代 金 額 4 6 6 , 4 0 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市大字藤ヶ谷

提案理由

火の山公園山頂アスレチック等整備工事（その1）の請負契約締結のため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

令和 6 年度長府地区航路（－ 1 1 m）<sup>しゅんせつ</sup>浚渫工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市細江新町 3 番 5 4 号

関門港湾建設株式会社

代表取締役社長 清 原 生 郎

2 工 事 名 令和 6 年度長府地区航路（－ 1 1 m）浚渫工事

3 請 負 代 金 額 1 6 4 , 1 2 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市長府扇町地先

提案理由

令和 6 年度長府地区航路（－ 1 1 m）浚渫工事の請負契約締結のため。



製造請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

製造請負契約締結について

下関市・美祢市・長門市高機能消防指令センターシステムの製造等につき、  
下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

製造請負人 広島市西区南観音五丁目 1 1 番 1 2 号  
株式会社富士通ゼネラル  
中四国情報通信ネットワーク営業部  
部長 八 田 昭 博

2 目 的 物 下関市・美祢市・長門市高機能消防指令センターシステム

3 請 負 代 金 額 3, 2 9 4, 5 0 0, 0 0 0 円

4 履 行 場 所 下関市岬之町 1 7 番 1 号ほか

提案理由

下関市・美祢市・長門市高機能消防指令センターシステムの製造等の請負  
契約締結のため。

